

環 保 第 8 0 0 号  
令 和 2 年 6 月 2 9 日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング  
代表取締役社長 中渡瀬 秀廣 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称)彦岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の  
見地からの意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定により、令和2年4月23日付けで意見を求められたことについては、下記のとおりです。

## 記

### 1 総括的事項

本事業は、佐伯市及び津久見市の行政界周辺等の山地の尾根部に風力発電機を設置する計画である。

事業実施想定区域は、本県を代表する一級河川である番匠川水系の源流域となる自然豊かな地域に設定されており、その面積も約1,197ヘクタールと非常に広大で、風力発電機の設置予定範囲の延長も長く、その基数も31基と多いことから、本事業の実施に伴う影響は非常に広範囲に及ぶこととなる。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、重要な種及び重要な群落等が確認されていることから、本事業の実施により、工事中及び供用時における動物及び植物への影響や、供用時における鳥類等の移動経路の遮断及び衝突事故が強く懸念される。

特に、事業実施想定区域の一部は、日豊海岸国定公園の第2種特別地域の公園事業として執行されている彦岳園地に接して設定されているだけでなく、尺間山に近接して設定されているため、景観への影響は甚大である。

なかでも彦岳は、本県南部を代表する山であり、多くの登山利用者がいることから、周辺に大型の風力発電機が数多く建つことで山頂からの美しい眺望が大きく損なわれることは明白である。

また、彦岳や尺間山の尺間神社は地域住民の信仰の対象でもあり、山頂からの眺望は古来より地域の象徴的な景観であることから、尺間神社への参拝だけでなく展望台

からの眺望を目的にした多くの利用者が訪れる場所でもある。その展望台からは、佐賀関半島から鶴見半島まで展望できることから、本事業が実施されることとなれば、これらの優れた海域景観への眺望に著しい支障を及ぼすこととなる。

加えて、彦岳と尺間山は相互にその山頂が望めることから、両者の間に風力発電機が介在することで双方の眺望にも支障を及ぼすこととなる。

更に、事業実施想定区域の大半が保安林内に設定されている。保安林は、水源かん養や土砂流出・崩壊防備などの公益性を確保するために森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性等を考慮すると、当該区域に設定しないようにする配慮や、設定する場合であっても、十分な根拠を示す必要がある。

また、風力発電機の単機出力最大 5,500kW、基数も最大 31 基と、本県では過去に例のない規模を想定しているが、想定基数について、風力発電機の設置予定範囲の各端部の中心を結ぶ延長線上に設置すると仮定した場合、31 基設置するためには風力発電機間の距離が 300m 程しか確保できない計画となっており、一般的な風力発電機間の距離よりも短いものとなっている。しかしながら、これらについての説明も記載されていないことから、計画段階環境配慮書における検討が不十分であり、今後の手続において想定基数及び出力削減ありきの計画である蓋然性が高いと言わざるを得ない。

これらの他、環境保全上の見地からではないが、資源エネルギー庁の示す「事業計画策定ガイドライン」では、事業計画作成の初期段階から事業の実施について自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められているところである。しかし、関係両市長の意見では、関係自治会等、周辺住民の本事業に対する認識は薄く、大半の住民が計画段階環境配慮書の縦覧が始まるまで本計画を認知していない状況であること及び共有林管理団体と地元区長会から、明確に事業の中止を求める意見が事業者あてに提出されていることなどから、事業が円滑かつ確実に実施されるとは見込まれず、適切な事業実施のために必要な措置が十分講じられたいうで事業計画が進められているとは言い難いと思料する。

以上から、本事業の実施による景観等への影響は極めて重大であるため、事業計画の抜本的な見直しが必要であると考えらる。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音（低周波音を含む。）、振動、風車の影

工事中及び供用時における騒音（低周波音を含む。）、振動及び供用時における風車の影については、周辺の住民の多くが危惧するところであり、風力発電機が特に大型であることから、これらの影響が強く懸念される。

また、風力発電機の輸送ルート周辺には多くの住居等が存在するため、夜間の輸送による周辺住居等への騒音等の影響が懸念される。

## (2) 水環境

ア 保安林内に事業実施想定区域を設定すべきではないが、やむを得ず保安林の解除申請等を行う場合にあつては、関係両市と十分に協議のうえ、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるとともに、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずる必要がある。

イ 事業実施想定区域の大半は水源かん養保安林に指定されており、番匠川水系の源流域にあたるため、本事業の実施による尾根部の改変に伴い、表流水の流向変化による周辺の河川の流量変化や周辺において飲料水等として利用されている水源への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の一部が土砂流出防備保安林に指定されていることから、土砂災害等の発生が懸念される。

## (3) 動物、植物、生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」及び「レッドデータブックおおいた(2011)」の掲載種並びに「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物が多く生息、生育しているため、事業実施による土地の改変等に伴い、これらの動植物の生息、生育環境の消失等の影響が強く懸念される。

特に、シイ・カシ二次林は植生自然度も高く、事業実施想定区域に広く分布しているが、事業実施想定区域は、当該林を横断する形で設定されているため、直接改変による動植物の生息・生育地の消失及び分断による影響が懸念される。

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類の生息が確認されているだけでなく、渡りのルートとなっている可能性が高い地域である。

また、国指定天然記念物である「狩生鍾乳洞」をはじめ、コウモリ類の生息に適した鍾乳洞等が多い地域であるため、本事業の実施により、これらの衝突事故及び移動経路への直接的な影響だけでなく、間接的に生ずる生態系への影響が強く懸念される。

ウ 本事業の実施により、管理用道路等の新設によるシカ及びイノシシ等の移動の広域化や採餌場所の減少等による食害の発生が懸念される。

#### (4) 景観

ア 事業実施想定区域は、地域の誇りである彦岳等の周辺集落の背景を構成する稜線を含んでいるため、古くから馴染み深い身近な眺望景観への重大な影響が予測されるが、景観資源として検討対象に加えられておらず、これらの景観を眺める場所を主要な眺望点に選定していない。

イ 彦岳からの最大垂直視野角は約 13.6 度、尺間山（展望台）からの最大垂直視野角は約 7.5 度と非常に大きな値であり、両地点とも風力発電機の設置予定範囲を視認可能な位置及び標高であることから、景観への重大な影響は明白である。

#### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺に位置する彦岳及び尺間山を含む山々は、地域の信仰対象であり、人の営みが日常的に自然と接点を持つ重要な山並みである。

また、彦岳及び尺間山への登山者が利用する登山道が存在するため、これらの直接改変及び利用への影響が懸念される。

#### (6) 文化財

彦岳の南の尾根筋に位置する事業実施想定区域の東側の中腹には、県指定天然記念物である「狩生新鍾乳洞」が存在するため、事業の実施により、これら周辺の文化財に影響が生ずる可能性が懸念される。

また、事業実施想定区域に隣接して周知の埋蔵文化財包蔵地である「彦岳城跡」が存在するため、当該地周辺も注意する必要がある。

#### (7) その他

ア 事業実施想定区域の周辺において、(仮称) 四浦半島風力発電事業及び(仮称) 大分南風力発電事業の環境影響評価手続が行われており、これらの事業との複合的・累積的影響が懸念される。

イ 風力発電機の配置によっては、周辺集落において電波の受信障害が発生するおそれがある。